

議題 2 総合的評価における職員ヒアリングについて

(1) ヒアリングの背景と目的

1) 市民参加の実施状況調査と限界

- ・これまで市民参加推進会議では、市民参加を実施した事業について取りまとめた調票を判断材料として評価をしてきた。
- ⇒ 評価過程で、調票だけでは詳細な内容が不明な事業もあり、形式的な評価となってしまう。

2) これまでのヒアリング及び平成 30 年度のヒアリングについて

- ・平成 28 年度に 2 事業、平成 29 年度に 7 事業について職員ヒアリングを実施
- ⇒ヒアリングの結果、事業の詳細を把握することが可能となった。また、総合的評価の評価点が結果的に変更になった。

⇒行政の透明性の確保と市民への事業の説明責任を十分に果たす必要があることから、平成 30 年度も平成 29 年度に引き続き、点数評価を行う終了事業の全てに職員ヒアリングを実施

ヒアリングの目的

- ①事業の詳細な内容を職員との双方向により確認し把握することで、より適切な評価を行うことができる。
- ②担当課が市民参加対象事業の説明責任を果たすとともに、職員の市民参加に対する意識改革を図る。

(2) 今年度の職員ヒアリングの実施について

1 事前にヒアリング事業に関する質問を委員へ照会 質問提出〆切

- (1) 平成 30 年 9 月 28 日 (金) N o 1 ~ N o 4
- (2) 平成 30 年 月 日 () N o 5 ~ N o 8 →4 回目の 3 週間前

市民参加推進会議の趣旨からヒアリングに関する質問内容のうち下記に該当するものはあらかじめ除く。

- ①対象事業の目的の良し悪しに触れる質問
- ②今年度及び今後の市民参加に係る質問
- ③その他市民参加条例の意図とは異なると認められるような質問

↓

2 質問内容を事前に担当課へ通知してヒアリングを行い、疑問点を解消した上で評価シートの点数やコメントの修正を行う。